

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会															
調整方針(案)	1 (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。																				
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町																		
小口融資制度	<p>香川県信用保証協会への融資原資の預託金を県と協調して行い、市内の中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0% 預託金は香川県信用保証協会を通じ取り扱い金融機関に再預託する。</p> <p>融資原資内訳 市 110,000千円 県 55,000千円 金融機関 660,000千円</p> <p>対象 小口融資 (1) 市内に住所又は事業所があって、1年以上居住している者。 (2) 同一事業を引き続き6か月以上営んでいる者。 (3) 従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (4) 市町村税を完納している者。 特別小口融資 中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する特別小口保険者であって次の要件を備える者。 (1) 市内に住所又は事業所があって、1年以上居住している者。 (2) 同一事業を引き続き1年以上営んでいる者。 (3) 従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (4) 市町村民税については所得割以上の課税がある者で、かつ市町村税を完納している者。 (5) 特別小口保険以外の保険にかかる信用保証協会の保証を受けていない者。</p> <p>融資内容 資金用途 設備資金、運転資金 小口融資</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市民税が所得割の場合</th> <th>市民税が均等割のみの場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td>700万円以内</td> <td>400万円以内</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>400万円以内</td> <td>300万円以内</td> </tr> <tr> <td>併用の場合</td> <td>700万円以内</td> <td>400万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別小口融資</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td>450万円以内</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>350万円以内</td> </tr> <tr> <td>併用の場合</td> <td>450万円以内</td> </tr> </tbody> </table>		市民税が所得割の場合	市民税が均等割のみの場合	設備資金	700万円以内	400万円以内	運転資金	400万円以内	300万円以内	併用の場合	700万円以内	400万円以内	設備資金	450万円以内	運転資金	350万円以内	併用の場合	450万円以内	<p>香川県信用保証協会への融資原資の預託金を県と協調して行い、町内の中小企業の育成伸長と自立安定を促進しあわせて経済の振興を期することを目的とする。</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0% 預託金は香川県信用保証協会を通じ取り扱い金融機関で再預託する。</p> <p>融資原資内訳 町 10,000千円 県 5,000千円</p> <p>対象 小口融資者 下記3項目すべての条件を具備する者 (1) 町内に2年以上居住している者 (2) 同一事業を引き続き6か月以上営んでいる者 (3) 町税を完納している者</p> <p>融資内容 事業目的資金 1法人又は1世帯につき1口とし、金額は700万円以内</p>	<p>香川県信用保証協会への融資原資の預託金を県と協調して行い、町内の中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>預託期間1ケ年 預託利率0% 預託金は香川県信用保証協会を通じ取り扱い金融機関で再預託する。</p> <p>融資原資内訳 町15,000千円 県 7,250千円</p> <p>対象 小口融資者 町内に2年以上居住し、中小企業を営み又は営業しようとする者のうち町税を完納したものでこの融資の保証人となっていない者</p> <p>融資内容 資金用途 設備資金7,000千円 運転資金5,000千円</p>
	市民税が所得割の場合	市民税が均等割のみの場合																			
設備資金	700万円以内	400万円以内																			
運転資金	400万円以内	300万円以内																			
併用の場合	700万円以内	400万円以内																			
設備資金	450万円以内																				
運転資金	350万円以内																				
併用の場合	450万円以内																				

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
小口融資制度	返済期間・及び返済方法 小口融資 6年以内(うち据置6か月以内を含む)の元金均等分割払 特別小口融資 5年以内(うち据置6か月以内を含む)の元金均等分割払 利率 年利1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証が必要 年利 0.58% 申込・審査方法 保証人 小口融資 (1) 県内に1年以上居住し住所を有して市町村税を完納している者。 (2) 返済能力のある者2名以上(法人の場合、1名は法人の代表者) (3) 法人の代表者にあつては県内に1年以上居住していること。 (4) 保証人は2口を超えて本制度の債務者の保証人になることはできない。 特別小口融資 保証人 不要 融資は1法人又は1世帯につき1口とする。 観音寺市中小企業融資審査委員会の審査に基づき、市長が決定し香川県信用保証協会が保証を附したものに限る。 取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・四国銀行・香川県信用組合	返済期間及び方法 300万円以下…2か月据置の45か月 元金均等分割払い 300万円超え…2か月据置の60か月 元金均等分割払い 債務者の都合で繰上げ返済は可 利率 年利 1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証を要し 保証料年利 0.58% 申込・審査方法 連帯保証人 返済能力ありと認められる者を2名うち1名は下記条件を具備する者 (1) 町内に2年以上居住している者 (2) 町税を完納している者 (3) 固定資産を有する者 大野原町中小企業融資審査委員会の審査に基づき町長が決定し、香川県信用保証協会が保証を附したものに限る。 取扱金融機関 百十四銀行大野原支店・観音寺信用金庫大野原支店	返済期間及び方法 300万円以下…2か月据置の45か月 元金均等分割払い 300万円超え…2か月据置の60か月 元金均等分割払い 債務者の都合で繰上げ返済は可 利率 年利 1.8% 保証料 香川県信用保証協会の保証を要し 保証料年利 0.58% 申込・審査方法 連帯保証人2名以上 豊浜町中小企業融資審査委員会の決定した者 取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・中国銀行			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
市町単独事業	<p>四国労働金庫貸付事業</p> <p>勤労者の生活資金等の原資を四国労働金庫に貸し付けることによって、勤労者福祉の増進の基金として積極的に活用し、勤労者の生活資金等の円滑な供給を図り、勤労者の福祉の充実に努める。</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0.02%</p>	該当なし	該当なし			
	<p>小売商業近代化資金融資預託事業</p> <p>香川県信用保証協会へ融資原資を預託し、地元小売業者が店舗の新増築・改築等を行う場合に融資を行い、近代的な店舗づくりを推進する。</p> <p>預託期間 1カ年 融資利率 0%</p> <p>融資原資内訳 市 20,000千円 金融機関 80,000千円</p> <p>市内で3年以上居住し、次の全ての要件を備える者で店舗新築、増改築を 10㎡以上行うこと。 (1)市内に店舗を有し小売業を3年以上引き続き営んでおり店舗の新築、増改築を10㎡以上行うこと。 (2)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (3)市税を完納していること。 (4)市の中小企業融資制度を現に受けていないこと。</p> <p>資金用途 設備資金とし、店舗の新築又は増改築</p> <p>融資限度額 市民税が所得割の場合 800万円以内 市民税が均等割額の場合500万円 但し、必要経費の5分の4以内を限度とする。融資1法人又は1世帯につき1口1回とする。</p> <p>期間及び返済方法 7年以内(据置6か月以内を含む)の元金均等分割払い 利率 年利1.8%</p> <p>保証料 香川県信用保証協会の保証が必要です。(保証料 年利0.86%)</p> <p>保証人 (1)市内に2年以上居住し、市税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上 (法人の場合1名は法人の代表者であること) (3)法人の代表者にあつては県内に2年以上居住している者。 (4)保証人は2口を超えて本制度の保証人になることはできない。</p> <p>担保 原則として無担保</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・四国銀行の市内各支店</p>					

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
市町単独事業	中小企業融資保証料助成事業 中小企業融資完済者、同和対策小規模事業融資完済者に対し保証料を助成する。 保証料助成金 中小企業融資 年利0.58% 同和対策小規模事業融資 利0.48%					

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	1 (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
中小企業融資審査委員会	<p>観音寺市中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 10名 (市議4、金融5、商工団体1)</p> <p>委員の任期 2年(再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>大野原町中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 7名 (商・工業代表者各1、町議4、金融1)</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>豊浜町中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 7名 (商・工業代表者各1、町議4、金融1)</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けた検討が行われるよう調整に努める。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
商工会	該当なし	<p>1. 名称 大野原町商工会</p> <p>2. 設立年月日 昭和35年11月14日</p> <p>3. 根拠法令 商工会の組織等に関する法律 (商工会法)</p> <p>4. 事務所の位置 大野原町大字大野原1967番地3</p> <p>5. 事業 地域総合振興事業 (1)総合振興事業 (2)商業振興事業 (3)工業振興事業 (4)観光振興事業 (5)金融対策事業 (6)経営税務対策事業 (7)労務対策事業 (8)福利厚生対策事業 (9)青年部・女性部対策事業 (10)広報活動</p> <p>6. 執行部 会長 … 1名 副会長 … 2名 理事 … 25名 監事 … 2名</p> <p>7. 会員数 333名</p> <p>8. 職員数 6名</p> <p>9. 補助金 運営補助金 3,500千円 地域総合振興費 2,500千円 経営改善普及費 500千円 街路灯組合補助 300千円</p>	<p>1. 名称 豊浜町商工会</p> <p>2. 設立年月日 昭和36年7月17日</p> <p>3. 根拠法令 商工会の組織等に関する法律(商工会法)</p> <p>4. 事務所の位置 豊浜町大字和田浜1554番地1</p> <p>5. 事務 (1)小規模事業支援事業 講習会 個別指導・相談 経営・金融・税務・記帳・労務対策等 (2)地域振興事業 商工業の振興事業 地域イベント参加</p> <p>6. 執行部 会長-1 副会長-2 理事-25 監事-2</p> <p>会員数 262名</p> <p>職員数 5名</p> <p>9. 補助金 一般運営補助金6,300千円 街路灯補助 300千円</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けた検討が行われるよう調整に努める。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
商工会議所	<p>1. 名称 観音寺商工会議所</p> <p>2. 設立年月日 昭和17年8月6日</p> <p>3. 根拠法令 商工会議所の組織等に関する法律 (商工会議所法)</p> <p>4. 事務所の位置 観音寺市坂本町一丁目1番25号</p> <p>5. 事業 地域総合振興事業 (1)総合振興事業 (2)商業振興事業 (3)工業振興事業 (4)観光振興事業 (5)金融対策事業 (6)経営税務対策事業 (7)労務対策事業 (8)福利厚生対策事業 (9)青年部・女性部対策事業 (10)広報活動</p> <p>6. 執行部 会頭 … 1名 副会頭 … 3名 常議員 … 22名 監事 … 3名</p> <p>7. 会員数 1,405名</p> <p>8. 職員数 13名</p> <p>9. 補助金 一般会計運営補助金 12,500千円 経営相談事業補助金 1,000千円 各種振興事業補助金 1,100千円</p> <p>商工会議所は、市内の商工業の発展のため、会議所運営、各種事業の諸活動に取り組んでおり、商工会議所の施策に対して助成し、商工業の振興の支援と充実を図るとともに、団体育成に努める。</p>	該当なし	該当なし			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
商店街等活性化促進事業	<p>商店街等活性化促進事業(商店街団体が商店街等の活性化を図る為に実施する事業)を行おうとする商店街団体に対して補助を行う場合に、市がその経費の一部を負担し、もって市内商店街の活性化を図り地域小売商業の振興に寄与する。</p> <p>交付の対象</p> <p>集客資源活用型事業</p> <p>街並整備事業</p> <p>街路灯</p> <p>共同広告塔・案内板</p> <p>個別店舗の統一看板やテント</p> <p>賑わい力向上事業</p> <p>販売促進事業(朝市・サーピスデー等)</p> <p>消費者と密着した催し物</p> <p>共同宣伝事業</p> <p>情報対応型事業</p> <p>商店街ファックスシステム整備のための機器・設備</p> <p>商店街電子通信システム(コンピュータ)</p> <p>空き店舗活用型事業</p> <p>商店街団体自らが実施</p> <p>継続的に空き店舗を利用して、コミュニティ施設やイベント等の実施に伴う事業</p> <p>商店街団体が助成</p> <p>空き店舗を借りる中小企業を誘致するため、中小企業の入店に際し、借料を補助する。</p> <p>補助限度額</p> <p>100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内</p>	該当なし	該当なし			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	2 (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
企業振興奨励金制度	<p>観音寺市工場等立地促進条例</p> <p>1.対象</p> <p>工場 新設・増設 敷地面積が3,000㎡以上又は建物の延べ面積が1,000㎡以上 (増設の場合は、増設に係る生産設備の延べ面積が500㎡以上で増設後の延べ面積が1,000㎡以上) 常用雇用者5人以上</p> <p>ソフトウェア事業所 新設 投下固定資産額 3,000万円以上(償却資産の取得価格に電子計算機の賃貸借契約に係る賃借料(3年分限度)を含む) 常用雇用者5人以上 雇用対象者 プログラマー・システムエンジニア</p> <p>試験研究施設 新設・増設 延べ面積 500㎡以上(増設の場合は本来の事業の用に直接供される施設の延べ面積が500㎡) 投下固定資産額 1億円以上 常用雇用者5人以上 雇用対象者 試験・研究者</p> <p>2.内容 補助金の交付条件及び補助金の額、操業等の開始後固定資産税を完納していること 1,000万円を限度に固定資産税が賦課された年度末に1回に限り交付</p> <p>観音寺市農村地域工業等導入地区立地企業助成条例</p> <p>工業等導入地区に立地する企業に対し、助成金を交付する。</p> <p>助成期間 事業を開始した翌年から5か年</p> <p>助成金の額 固定資産税額(1500万円が限度) 平成14年9月26日より施行のためH13決算額H14予算額は0</p>	<p>大野原町工場等誘致奨励条例</p> <p>1.対象</p> <p>工場 新設・増設 営業のため物の製造加工、修理及び流通関連の作業を行うに必要な施設並びにこれに附帯する施設をいう また増設とは既存工場等に施設を追加することをいう ・交付対象者は下記条件のいずれかに該当するものに限る (1)その年間における固定資産税の課税標準となる評価額が1900万円以上のもの (2)常時使用する工員又は従事者数10人以上 (3)前各号のうち、いずれかに該当しない工場にあっては、町長が特に指定するもの</p> <p>2.内容 (1)交付額 その年度において当該工場等に科せられた固定資産税を限度額とし、予算の範囲内において奨励金を交付する。 (2)交付期間 工場等の設置年度から新たに賦課された固定資産税について3カ年。</p>	<p>豊浜町工場設置奨励条例</p> <p>1.対象</p> <p>工場 新設・増設 投資固定資産額 新設の場合2,900万円以上 増設の場合2,900万円以上 常用従業員10名以上</p> <p>2.内容 操業開始の属する年度より固定資産税を限度額として3年間継続して交付</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
中心市街地活性化事業	<p>1. 中心市街地活性化事業</p> <p>まちづくり計画策定(TMO計画策定) TMO計画の策定 ・ワークショップの開催 ・事業計画の策定</p> <p>空き店舗対策 空き店舗の有効活用 ・家賃補助 店舗の整備</p> <p>イベント活動の推進 中心市街地商店街全体及び各商店街 の特色を生かしたイベントの実施</p> <p>高齢化社会への対応を図るバリアフリーの街づくり整備 ・まちの整備状況の点検、調査 ・バリアフリーマップの作成 ・公益施設のバリアフリー</p> <p>まちづくり活動支援 ・公園や道路等の公共施設整備の事業着手前のまちづくり活動推進 ・ワークショップの開催 ・インターネット等を利用したまちづくり に対する意見収集等</p> <p>公園整備 公園の整備</p> <p>高齢者向け集合住宅整備 ・高齢者単身、夫婦世帯を対象とした 賃貸住宅の建設や設備の設置(民間活力) ・生活援助費の派遣(行政)</p>	該当なし	該当なし			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
中心市街地活性化事業	<p>住宅環境整備(モデル地区構想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街並に配慮した集合住宅の整備(民間活力) ・上記の整備に伴う、進入道路や小公園の公共施設の整備(行政) <p>地域における文化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術を通して交流活動を図る ・子供達による体験活動 ・コンクール展示会等の開催 <p>ふれあい空間創出整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパーク(小公園) ・広場の整備 ・住民の要望を生かしたスペースの整備 <p>テナントミックス推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅併用店舗や共同店舗の整備 ・事業基盤となる店舗の整備 <p>ふれあい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の情報、札所等の地域情報整備 ・特産品の製造体験工房やカルチャー、郷土料理教室等の交流施設 <p>地域特産品の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特産品の実演販売 ・地域特産品の製造体験 ・地域特産品を使った郷土料理教室の開催 <p>商業サービス活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設 ・「御用聞き廻り」の実施 ・宅配サービスの実施 					

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
中心市街地活性化事業	<p>商店街の環境整備 中心市街地商店街全体に ・案内板の設置 ・街頭テレビの設置 ・フラワーポット等の設置</p> <p>街並み整備 中心商店街区域における人々の回遊を図るための、緑化推進や空間創出を推進し、街並の個性化を演出する。</p> <p>商店街駐車場の有効利用の促進 ・空き地や使いにくい駐車場を活用した駐車場の再配置 ・共通駐車券システムの整備</p> <p>TMO組織の自立を図り支援 TMOの経営基盤を確立する整備 ・地域特産品の販売 ・給食の販売</p> <p>商店街を一体とした経営システムの改善 ・商店街へのマネージャー常駐による経営環境の調査、分析 ・中心市街地商店街を一体と捉えた戦略的な経営システムの検討</p> <p>快適観光空間整備 ・案内標識の整備 ・小規模休憩施設の整備</p>						

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	4 (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
観光協会	<p>(社)観音寺市観光協会</p> <p>役員 会長1名 副会長2名 専務理事1名 理事15名 監事2名</p> <p>会員273名</p> <p>年会費 2千円×145件 5千円×120件 その他 8件</p> <p>職員2名 臨時2名</p> <p>事業 ・JR観音寺駅構内における観光案内業務 ・総合コミュニティ・センターでの「太鼓台」及び物産の展示並びに観光情報の提供 ・春、秋の銭形砂ざらえ ・茶会(若葉、観梅)の実施 ・公園内花見客への受入態勢の整備 ・ホームページを活用した観光情報の提供</p> <p>事務局 商工観光課</p> <p>観光協会に係る事務処理 人件費、管理費、事業費に対して市が運営補助をしている。</p>	<p>大野原町観光協会</p> <p>役員 会長 1名 副会長 2名 理事 12名 監事 2名 顧問 4名</p> <p>会員 一種 43名 二種 149名</p> <p>年会費 一種 10千円 二種 2千円</p> <p>職員 庶務等は経済課観光担当職員が兼務</p> <p>事業 ・観光イベント事業 萩まつりの開催 町内各イベントの協賛、後援 ・誘致宣伝事業 フォトコンテストの実施 年賀ハガキによる観光PR</p> <p>事務局 経済課</p> <p>観光協会に係る事務処理 事業費、会議費、事務費等に対して町が運営補助を行っている。</p>	<p>豊浜町観光協会</p> <p>役員 会長1名 副会長2名 理事15名 監事2名</p> <p>会員50名</p> <p>年会費 個人 1,000円 法人 10,000円</p> <p>職員 経済課職員が兼務</p> <p>事業 ちょうさ祭り</p> <p>事務局 経済課</p> <p>助成 各種事業に対して町が補助を行っている。 ・豊浜踊り補助金 ・各種イベント事業協賛</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	4 (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
イベント関係事業	<p>1.イベント事業一覧及びその内容</p> <p>銭形まつり 会場 有明グラウンド 銭あさり大会 宝さがしの潮干狩 銭形踊りコンテスト 優秀チームには賞金有り 花火 約1,000発 会場 商店街 総おどり 優秀賞、参加賞あり</p> <p>地域振興イベント 市の歴史、観光、産業、文化、スポーツなどの特性を生かしたイベントを企画し、地域の活性化を促し魅力あるまちづくりを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粟井あじさい祭 地域の融和と活性化を図る ・全国奉納絵馬コンクール 全国に自作の絵馬を募集し絵馬の制作を通じて日本の心をとらえ伝来の美風を保持する ・人形供養祭 役目を終えた人形を読経の中で供養し処分する ・観音寺銭形たこあげ大会 凧を通じて伝承民芸の継承と親子のふれあいを深める ・一夜庵俳句大会 市内及び三豊郡内、草津市を中心として俳句を募集し俳句大会で発表する ・夕陽の写真コンテスト 市内の夕陽・夕景の写真コンテスト ・観月祭 邦楽研究会と備中神楽が奉納される ・桜ノ宮造営 桜まつりを通じて地域の活性化とふれあいを深める 	<p>1.イベント事業一覧及びその内容</p> <p>萩まつりの開催 主催 大野原町観光協会 萩まつり実行委員会 内容 萩原寺会場 琴演奏、野点茶会、骨董市等 萩の丘公園会場 ステージイベント・青空市等 協賛行事 ゲートボール大会、テニス大会、書道展、短歌会、俳句会 時期 萩原寺会場 9月中旬の日・祝日～23日 萩の丘公園会場 9月23日 協賛行事 9月中旬～23日の間(不定期)</p> <p>萩原寺門前市協賛 主催 萩原寺萩之会 内容 郷土芸能、お練り行列、骨董市等 時期 5月第4土曜日</p> <p>サマーフェスティバルin大野原協賛 主催 大野原町商工会 内容 ステージイベント、踊り、フリーマーケット等 時期 8月第1土曜日</p> <p>天神笹まつり後援 主催 大野原八幡神社 内容 笹飾りコンクール、郷土芸能他 時期 8月24日</p> <p>法泉寺もみじ祭り後援 主催 もみじ祭り実行委員会 内容 琴演奏・野点茶会・絵手紙展、物産展等 時期 11月第3日曜日</p>	<p>1.イベント事業一覧及びその内容</p> <p>豊浜おどり 100万円 主催 豊浜おどり協賛会 内容 郷土色豊かな「とよはま踊り」を通じて心のふれいあいの町作り 時期 8月第2日曜日</p> <p>一の宮サマーフェスティバル 100万円 主催 7月の最終日曜日</p> <p>さぬき豊浜ちょうさ祭り 400万円 主催 豊浜八幡神社 内容 秋季礼大祭 時期 10月の第3日曜日を最終日とする3日間</p>				

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針(案)	4 (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
イベント関係事業		<p>2. PR関連事業一覧及びその内容</p> <p>フォトコンテストの実施</p> <p>主催 大野原町観光協会</p> <p>内容 大野原町内観光地等の写真を募集し、応募作品の審査を行う。</p> <p>金賞・銀賞・銅賞各1点、部門賞5点、入選10点、佳作20点。ネガと引換えに賞状、賞金を渡す。</p> <p>著作権は町観光協会のものとなる。</p> <p>年賀ハガキによる観光PR</p> <p>主催 大野原町観光協会</p> <p>内容 町内観光地を年賀状に印刷し、広く観光PRを行うことを目的としており、観光協会員に対し、印刷費無料(住所・氏名等の印刷費は有料)で斡旋する。</p> <p>予算執行は町より大野原町観光協会へ補助金交付し、観光協会イベントについての運営を行う。</p>	<p>2. PR関連事業一覧及びその内容</p> <p>ちょうさ祭り写真コンテスト</p> <p>主催 豊浜町観光協会</p> <p>ちょうさ祭りの写真により審査を行う</p> <p>最優秀賞1点、優秀賞1点、KSB賞1点、特選3点、入選5点、佳作10点</p> <p>ちょうさ祭り関係PR</p> <p>主催 豊浜町観光協会</p> <p>パンフレット、ポスターの配布その他マスコミ等への掲載</p> <p>その他のイベントPR</p> <p>主催 豊浜町観光協会</p> <p>その他のイベントを雑誌新聞等に記載</p>			